

○稲城市議会政務活動費の交付に関する規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、稲城市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年稲城市条例第 4 号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成等の届出)

第 2 条 新たに結成した会派が政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、第 1 号様式により議長に届け出なければならない。届け出た事項に異動が生じたときについても同様とする。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散するときは、当該会派の代表者は、第 2 号様式により議長に届け出なければならない。

3 議長は、前 2 項の規定による届出を受理したときは、第 3 号様式により市長に通知をしなければならない。

(交付申請等)

第 3 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、第 4 号様式により市長に交付の申請をしなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、第 5 号様式により市長に変更の申請をしなければならない。

(交付決定及び通知)

第 4 条 市長は、毎年度、前条第 1 項の申請があった各会派に対し交付すべき政務活動費の額を決定し、第 6 号様式により当該会派の代表者に交付の決定の通知をするものとする。

2 市長は、会派から前条第 2 項の変更の申請があった場合において、条例第 4 条第 1 項の規定により政務活動費を追加して交付するときは、第 7 号様式により当該会派の代表者に変更の通知をしなければならない。

(交付請求)

第 5 条 政務活動費の交付の決定を受けた会派の代表者は、政務活動費の交付期限の 30 日前までに第 8 号様式により市長に政務活動費を請求しなければならない。

(返還)

第6条 市長は、既に交付した政務活動費に関し、条例第4条の規定により返還が生じるとき及び条例第8条の返還を命ずるときは、第9号様式によりしなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、条例第7条第1項の収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出に関し、会計帳簿を調製するとともに当該支出に係る領収書等の写しの証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から5年間保管しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(稲城市議会各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則の廃止)
- 2 稲城市議会各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則(昭和56年稲城市規則第5号)は、廃止する。
- 3 旧稲城市議会各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則第7条第2項の規定により交付された研究費については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の稲城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

稲城市議会議長

殿

会派名

代表者名

会派結成(異動)届

稲城市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 所属議員 名簿のとおり

(注) 届出代表者名の欄には、会派の代表者の氏名を署名又は記名・押印すること。

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

稲城市議会議長

殿

会派名

代表者名

会 派 解 散 届

稲城市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日

(注) 代表者の欄には、代表者の氏名を署名又は記名・押印すること。

第3号様式(第2条関係)

文 書 番 号
年 月 日

稲城市長

殿

稲城市議会議長

会派結成(異動・解散)通知

稲城市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第 項の規定により別紙
のとおり届出がありましたので、同条第3項の規定により、通知します。

(注) 会派の結成又は異動のときは会派結成(異動)届(第1号様式)の写しを、
会派の解散のときは会派解散届(第2号様式)の写しを添付すること。

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

稲城市長

殿

会派名

代表者名

年度政務活動費交付申請書

稲城市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 人(年 月1日現在)

6 交付申請額 円

(注) 届出代表者名の欄には、会派の代表者の氏名を署名又は記名・押印すること。

第5号様式(第3条関係)

年 月 日

稲城市長

殿

会派名

代表者名

年度政務活動費交付変更申請書

稲城市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動年月日 年 月 日

2 異動内容

区 分	新	旧	備 考
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数	人	人	
交付申請額	円	円	

(注) 届出代表者名の欄には、会派の代表者の氏名を署名又は記名・押印すること。

文 書 番 号
年 月 日

会派名

代表者名 殿

稻城市長

年度政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、稲城市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

第7号様式(第4条関係)

文 書 番 号
年 月 日

会派名
代表者名 殿

稲城市長

年度政務活動費交付変更通知書

年 月 日付けの変更申請に基づき、貴会派に対する 年
度政務活動費の交付について下記のとおり変更したので、稲城市議会政務活
動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更前の交付額(年額) 円
- 2 変更後の交付額(年額) 円

年 月 日

稲城市長

殿

会派名

代表者名

年度政務活動費交付請求書

稲城市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

2 交付月の基準日における所属議員数 人

(注) 代表者名の欄には、代表者の氏名を署名又は記名・押印すること。

第9号様式(第6条関係)

文 書 番 号
年 月 日

会派名

代表者名 殿

稲城市長

年度政務活動費返還命令書

貴会派に対し交付した 年度政務活動費について、稲城市議会政務活動費の交付に関する条例第 条第 項の規定に基づき下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還の事由が生じた日 年 月 日

3 返還額 円

4 返還期限 年 月 日